

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第56号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第14条 知事は、県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2 局長は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときは、同項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>（法人の事業税の申告納付）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 前項第1号の場合において、法人が災害その他やむを得ない理由（次項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができなときは、第14条第1項及び第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その</p>	<p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第14条 知事は、県の全部又は一部にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、<u>法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き</u>、その理由のやんだ日から2月以内に限り、地域及び期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>2 局長は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに、同項に規定する行為をすることができないと認めるときは、<u>同項又は法第20条の5の2第2項</u>の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から2月以内に限り、期日を指定して当該期限を延長することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>（法人の事業税の申告納付）</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 前項第1号の場合において、法人が災害その他やむを得ない理由（次項及び第5項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により決算が確定しないため各事業年度に係る所得割等又は収入割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができなときは、<u>第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項</u>の規定により当該期限が延長されたとき</p>

指定した日までに申告納付することができる。

3 [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。同項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。）の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項及び第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5・6 [略]

（自動車取得税の納付の方法）

第92条 [略]

2 [略]

3 自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) [略]

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理

を除き、局長の承認を得て、その指定した日までに申告納付することができる。

3 [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。同項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。）の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割を申告納付することができる。

5・6 [略]

（自動車取得税の納付の方法）

第92条 [略]

2 [略]

3 自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) [略]

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理

組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合

（自動車税の徴収の方法の特例）

第104条の3 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第106条の規定による申告書の提出を行う場合には、第104条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法第151条の2の総務省令に規定する方法により徴収する。

附 則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 [略]

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（1）・（2） [略]

組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項の申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合

（自動車税の徴収の方法の特例）

第104条の3 局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第106条の規定による申告書の提出を行う場合には、第104条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法第151条の2の総務省令に規定する方法により徴収する。

附 則

（個人の県民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 [略]

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（1）・（2） [略]

(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第6項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成31年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家

(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項、法附則第5条の4の2第5項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 [略]

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築を平成33年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第12項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第73条の14第1項の政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の規定により読み替えて適用される法第73条の14第1項の政令で定めるもの」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家

住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成31年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条の2 [略]

2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成33年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第3項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

（自動車取得税の税率の特例）

第24条の2 [略]

2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）

）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号、次号及び次項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平

）をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第87条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号、第3項第2号及び第5項第2号において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(i)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第4号イ(1)(ii)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4

成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第24条の2の3において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の2第2項第4号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第24条の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第2項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたも

号イ(2)の総務省令で定めるエネルギー消費効率（第5項第1号及び附則第24条の2の3第1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第24条の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

の（以下この条及び附則第24条の2の3第1項第5号において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第2号、第6項第2号及び第8項第2号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第2項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の総務省令で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかか

3 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかか

ならず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第2号及び第7項第2号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イの総務省令で定めるもの（第5項第2号及び第7項第2号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イの総務省令で定めるもの（以下この号、第5項第2号及び第7項第2号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のい

ならず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) [略]

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第5項第3号及び附則第24条の2の3第4項第5号において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イの総務省令で定めるもの（第5項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号イの総務省令で定めるもの（以下この号及び第5項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

イ [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のい

れにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(i)の総務省令で定めるもの(第5項第2号及び第7項第2号において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(ii)の総務省令で定めるもの(以下この号、第5項第2号及び第7項第2号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

4 次に掲げる自動車⁴で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

れにも該当するもので法附則第12条の2の2第3項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(i)の総務省令で定めるもの(第5項第3号及び附則第24条の2の3第4項第5号において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第6号ハ(1)(ii)の総務省令で定めるもの(以下この号、第5項第3号及び附則第24条の2の3第4項第5号において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) [略]

4 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項の総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前2項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないもの

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第4項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第

とした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

12条の2の2第4項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

5 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第24条の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第1号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

(2) 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第24条の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第7項第2号、第8項第2号及び附則第24条の2の3第2項第4号において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第5項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(1)の総務省令で定めるもの(以下この条及び附則第24条の2の3第2項第4号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

6 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の2第2項第5号イ(2)の総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第24条の2の3第2項第4号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第5項第3号ハの総務省令で定めるもの

(ア)・(イ) [略]

6 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第

じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第6項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第6項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第1号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の

7 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第7項第1号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第1号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の2第7項第2号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の2第7項第2号ハの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第13項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第24条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第87条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)・(2) [略]

(自動車取得税の課税標準の特例)

第24条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第一種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車

の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(8) [略]

- 2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第2項第1号又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)～(8) [略]

- 2 次に掲げる自動車（以下この項において「第二種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35万円を控除して得た額」とする。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の4第2項第1号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(2) 附則第24条の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(3) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(3) 附則第24条の2第2項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) [略]

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第4項第1号又は第5項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) [略]

(3) 附則第24条の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第24条の2第5項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第2項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法附則第12条の2の4第2項第4号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

(5) [略]

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第三種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第4項又は第5項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) [略]

(3) 附則第24条の2第5項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第24条の2第5項第3号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動

車に限る。)

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第6項第1号又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車

車に限る。)

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第四種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 附則第24条の2第6項又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号イの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第2号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(3) 附則第24条の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第24条の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(3) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第3号イの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法附則第12条の2の4第4項第3号ロの総務省令で定めるもの

(ア)～(ウ) [略]

(4) 附則第24条の2第7項第2号に掲げる石油ガス自動車

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで法附則第12条の2の4第4項第5号の総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であ

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) [略]

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の4第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の4第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

ること。

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第五種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) [略]

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営する者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を
営する者がその事業の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（法附則第12条の2の4第6項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法附則第12条の2の4第7項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第24条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1)・(2) [略]

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の4第8項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項、次項及び第13項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（法附則第12条の2の4第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（次号、第12項及び第13項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（法附則第12条の2の4第8項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) [略]

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項、次項及び第12項において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（法附則第12条の2の4第9項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるものに限る。）又はバス（同号の総務省令で定めるものに限る。）（次号、第11項及び第12項において「バス等」という。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置

に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。

）及び道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項、次項及び第13項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第2号の総務省令で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の4第9項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下この項から第13項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第1号の総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。

）及び道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で同号の総務省令で定めるもの（以下この項、次項及び第12項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で法附則第12条の2の4第9項第2号の総務省令で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（法附則第12条の2の4第9項第3号の総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第12項までにおいて同じ。）であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第10項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

12 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の4第12項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) [略]

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

13 バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第13項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

14 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の4第14項の総務省令で定める事項

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（法附則第12条の2の4第11項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) [略]

12 バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（法附則第12条の2の4第12項の総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第86条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 前各項の規定は、第90条又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の法附則第12条の2の4第13項の総務省令で定める事項

の記載がある場合に限り、適用する。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。）内の第84条第1項の自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第85条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

（自動車税の税率の特例）

の記載がある場合に限り、適用する。

（東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等）

第24条の2の4 避難指示区域であって平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行った同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この項及び附則第25条の2第3項において「自動車持出困難区域」という。）内の第84条第2項に規定する自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（第85条第1項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の法附則第52条第3項の政令で定める者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項に規定する対象区域内用途廃止等自動車（以下この項及び附則第25条の2第3項において「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと局長が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年9月30日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 [略]

（自動車税の税率の特例）

第25条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車
で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天然ガ
ス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法
附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。以下この条におい
て同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として
用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。））、混合メタノール
自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令
で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で
定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用
自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同項の総務省令で
定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する
機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動
車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省
令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。））、一般乗合用バス等
（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す
る学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認
定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若
しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（
同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをい
う。以下同じ。）及び被けん引自動車並びに次項の規定の適用を受ける自
動車を除く。）に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動
車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率と
する。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたも

第25条 次に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車
で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。））、天然ガス自動
車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第
12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次項第2号において同じ
。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる
自動車で同条第1項の総務省令で定めるものをいう。））、混合メタノール
自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令
で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車と併せて電気その他の同項の総務省令で
定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する
機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動
車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省
令で定めるものをいう。次項第3号において同じ。））、一般乗合用バス等
（一般乗合用バス及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す
る学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認
定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若
しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児（
同法第14条第6項に規定する園児をいう。）の通園の用に供するバスをい
う。以下同じ。）及び被けん引自動車を除く。）に対して課する平成31年
度分の自動車税の税率については、別表の規定にかかわらず、次の表に定
める税率とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車
で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたも

の 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

[略]

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車
が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず
、次の表に定める税率とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21
年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え
12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その
他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第4項において「排出ガス
保安基準」という。）で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定め
るもの（以下この号及び第4項第2号において「平成21年天然ガス車
基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然
ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第
3項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として
用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の
3第3項第3号の総務省令で定めるものをいう。第4項第3号において
同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定

の

- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

[略]

[略]

するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第3項第4号の総務省令で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第5号の総務省令で定めるもの（第4項第5号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小 型自動車 であるも のを除く 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 2,000	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	10,000

	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>	<u>3,500</u>	<u>11,500</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>	<u>4,000</u>	<u>13,000</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>4,500</u>	<u>14,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>17,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>6,000</u>	<u>19,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>7,000</u>	<u>22,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>10,500</u>	<u>28,000</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>7,500</u>
トラック	<u>最大積載量が1トン以下のもの</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
(三輪の	<u>最大積載量が1トンを超え2トン</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
小型自動	<u>以下のもの</u>		
車である	<u>最大積載量が2トンを超え3トン</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>
もの、け	<u>以下のもの</u>		
ん引自動	<u>最大積載量が3トンを超え4トン</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
車である	<u>以下のもの</u>		
もの及び	<u>最大積載量が4トンを超え5トン</u>	<u>5,000</u>	<u>6,500</u>
被けん引	<u>以下のもの</u>		
自動車で	<u>最大積載量が5トンを超え6トン</u>	<u>5,500</u>	<u>7,500</u>
あるもの	<u>以下のもの</u>		

	を 除 く 。)	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500
		最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
バス	一般	乗車定員が30人以下のもの	3,000	
	乗合 用バ ス等	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500	
		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	
		その	乗車定員が30人以下のもの	7,000

他	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500	
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500	
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500	
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500	
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500	
	乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000	
三輪の小型自動車		1,500	1,500	
けん引自動車	小型自動車であるもの	2,000	3,000	
	普通自動車であるもの	4,000	5,500	
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	2,000	6,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,000	7,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,000	8,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,000	9,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	3,500	10,500
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	3,500	12,000
		総排気量が3.5リットルを超え4	4,500	13,500

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>5,000</u>	<u>15,500</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>5,500</u>	<u>18,000</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>8,500</u>	<u>22,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>2,000</u>	<u>6,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈き</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>2,000</u>	
<u>ゆう</u>	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>2,500</u>	
<u>車</u>	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>3,000</u>	
<u>キャ</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>6,000</u>
<u>ンピ</u>	<u>総排気量が1リットルを超え1.5</u>		<u>7,000</u>
<u>ング</u>	<u>リットル以下のもの</u>		
<u>車</u>	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>8,000</u>

	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		<u>9,000</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		<u>10,500</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		<u>12,000</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		<u>13,500</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		<u>15,500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		<u>18,000</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの		<u>22,500</u>
	電気を動力源とするもの		<u>6,000</u>
その他	車両重量が5トン以下のもの	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	<u>5,000</u>	<u>6,500</u>
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

<u>自動車の区分</u>	<u>税率（年額）</u>
---------------	---------------

	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 1,000	円 1,300
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	1,200	1,600
総排気量が1.5リットルを超えるもの	1,600	2,000
電気を動力源とするもの	1,000	1,300

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第12条の3第4項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小	円 4,000	円 15,000

型自動車 であるも のを除く 。)	総排気量が1リットルを超え1.5 リットル以下のもの	<u>4,500</u>	<u>17,500</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2 リットル以下のもの	<u>5,000</u>	<u>20,000</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5 リットル以下のもの	<u>7,000</u>	<u>22,500</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3 リットル以下のもの	<u>8,000</u>	<u>25,500</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5 リットル以下のもの	<u>9,000</u>	<u>29,000</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4 リットル以下のもの	<u>10,500</u>	<u>33,500</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5 リットル以下のもの	<u>12,000</u>	<u>38,500</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6 リットル以下のもの	<u>14,000</u>	<u>44,000</u>
	総排気量が6リットルを超えるも の	<u>20,500</u>	<u>55,500</u>
	電気を動力源とするもの	<u>4,000</u>	<u>15,000</u>
トラック (三輪の 小型自動 車である もの、け ん引自動 車である	最大積載量が1トン以下のもの	<u>3,500</u>	<u>4,000</u>
	最大積載量が1トンを超え2トン 以下のもの	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	最大積載量が2トンを超え3トン 以下のもの	<u>6,000</u>	<u>8,000</u>
	最大積載量が3トンを超え4トン 以下のもの	<u>7,500</u>	<u>10,500</u>

もの及び被けん引自動車であるものを除く。)	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	<u>11,000</u>	<u>15,000</u>
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	<u>13,000</u>	<u>17,500</u>
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	最大積載量が8トンを超えるもの	<u>15,000円</u> に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに <u>2,400円</u> を加算した額	<u>20,500円</u> に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに <u>3,200円</u> を加算した額
バス 一般乗合用バス等	乗車定員が30人以下のもの	<u>6,000</u>	
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	<u>7,500</u>	
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	<u>9,000</u>	
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	<u>10,000</u>	
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	<u>11,500</u>	

		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>13,000</u>	
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>14,500</u>	
その		<u>乗車定員が30人以下のもの</u>	<u>13,500</u>	<u>16,500</u>
他		<u>乗車定員が30人を超え40人以下のもの</u>	<u>16,000</u>	<u>20,500</u>
		<u>乗車定員が40人を超え50人以下のもの</u>	<u>19,000</u>	<u>24,500</u>
		<u>乗車定員が50人を超え60人以下のもの</u>	<u>22,000</u>	<u>28,500</u>
		<u>乗車定員が60人を超え70人以下のもの</u>	<u>25,500</u>	<u>33,000</u>
		<u>乗車定員が70人を超え80人以下のもの</u>	<u>28,500</u>	<u>37,000</u>
		<u>乗車定員が80人を超えるもの</u>	<u>32,000</u>	<u>41,500</u>
<u>三輪の小型自動車</u>			<u>2,500</u>	<u>3,000</u>
けん引自		<u>小型自動車であるもの</u>	<u>4,000</u>	<u>5,500</u>
動車		<u>普通自動車であるもの</u>	<u>8,000</u>	<u>10,500</u>
特種	乗用	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
用途	車に	<u>総排気量が1リットルを超え1.5</u>	<u>3,500</u>	<u>14,000</u>
車	属す	<u>リットル以下のもの</u>		
	るも	<u>総排気量が1.5リットルを超え2</u>	<u>4,000</u>	<u>16,000</u>
	の	<u>リットル以下のもの</u>		
		<u>総排気量が2リットルを超え2.5</u>	<u>5,500</u>	<u>18,000</u>
		<u>リットル以下のもの</u>		
		<u>総排気量が2.5リットルを超え3</u>	<u>6,500</u>	<u>20,500</u>

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>	<u>7,500</u>	<u>23,500</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>	<u>8,500</u>	<u>27,000</u>
	<u>総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの</u>	<u>9,500</u>	<u>31,000</u>
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>16,500</u>	<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈</u>	<u>き 乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>3,500</u>	
<u>ゆ</u>	<u>う 乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>5,500</u>	
<u>車</u>	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>6,000</u>	

キャ ンピ ング 車	総排気量が1リットル以下のもの	<u>12,000</u>	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>14,000</u>	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>16,000</u>	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	<u>18,000</u>	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	<u>20,500</u>	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	<u>23,500</u>	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	<u>27,000</u>	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	<u>31,000</u>	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	<u>35,500</u>	
	総排気量が6リットルを超えるもの	<u>44,500</u>	
その 他	電気を動力源とするもの	<u>12,000</u>	
	車両重量が5トン以下のもの	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>	円 1,800	円 2,600
<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	2,300	3,200
<u>総排気量が1.5リットルを超えるもの</u>	3,200	4,000
<u>電気を動力源とするもの</u>	1,800	2,600

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

4 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、第2項の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30

年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第5項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法附則第12条の3第5項第4号の総務省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法附則第12条の3第2項第3号の総務省令で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この号及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号の総務省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第5項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で同号の総務省令で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同号の総務省令で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるものに適合するもの又は道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小型自動車 であるものを除く 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 2,000	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500	17,000

	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000	19,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	28,000
	電気を動力源とするもの	2,000	7,500
トラック	最大積載量が1トン以下のもの	2,000	2,000
(三輪の	最大積載量が1トンを超え2トン	2,500	3,000
小型自動	以下のもの		
車である	最大積載量が2トンを超え3トン	3,000	4,000
もの、け	以下のもの		
ん引自動	最大積載量が3トンを超え4トン	4,000	5,500
車である	以下のもの		
もの及び	最大積載量が4トンを超え5トン	5,000	6,500
被けん引	以下のもの		
自動車で	最大積載量が5トンを超え6トン	5,500	7,500
あるもの	以下のもの		
を除く。	最大積載量が6トンを超え7トン	6,500	9,000
)	以下のもの		
	最大積載量が7トンを超え8トン	7,500	10,500
	以下のもの		
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に 最大積載 量が8ト ンを超え る部分1	10,500円 に最大積 載量が8 トンを超 える部分

			トンまで ごとに 1,200円を 加算した 額	1トンま でごとに 1,600円を 加算した 額
バス	一般	乗車定員が30人以下のもの	3,000	
	乗合 用バ ス等	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	4,000	
		乗車定員が40人を超え50人以下の もの	4,500	
		乗車定員が50人を超え60人以下の もの	5,000	
		乗車定員が60人を超え70人以下の もの	6,000	
		乗車定員が70人を超え80人以下の もの	6,500	
		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	
		その	乗車定員が30人以下のもの	7,000
	他	乗車定員が30人を超え40人以下の もの	8,000	10,500
		乗車定員が40人を超え50人以下の もの	9,500	12,500
		乗車定員が50人を超え60人以下の もの	11,000	14,500
		乗車定員が60人を超え70人以下の もの	13,000	16,500
		乗車定員が70人を超え80人以下の	14,500	18,500

		もの		
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000
三輪の小型自動車			1,500	1,500
けん引自		小型自動車であるもの	2,000	3,000
動車		普通自動車であるもの	4,000	5,500
特種	乗用	総排気量が1リットル以下のもの	2,000	6,000
用途	車に	総排気量が1リットルを超え1.5	2,000	7,000
車	属す	リットル以下のもの		
	るも	総排気量が1.5リットルを超え2	2,000	8,000
	の	リットル以下のもの		
		総排気量が2リットルを超え2.5	3,000	9,000
		リットル以下のもの		
		総排気量が2.5リットルを超え3	3,500	10,500
		リットル以下のもの		
		総排気量が3リットルを超え3.5	3,500	12,000
		リットル以下のもの		
		総排気量が3.5リットルを超え4	4,500	13,500
		リットル以下のもの		
		総排気量が4リットルを超え4.5	5,000	15,500
		リットル以下のもの		
		総排気量が4.5リットルを超え6	5,500	18,000
		リットル以下のもの		
		総排気量が6リットルを超えるもの	8,500	22,500
		の		
		電気を動力源とするもの	2,000	6,000
トラックに属するもの			トラックの款に定め	

		<u>る区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
霊き	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>2,000</u>	
ゆう 車	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>2,500</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>3,000</u>	
キャ ンピ ング 車	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>6,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>7,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>8,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>9,000</u>
	<u>総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの</u>		<u>10,500</u>
	<u>総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>
	<u>総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの</u>		<u>13,500</u>

	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	15,500	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	18,000	
	総排気量が6リットルを超えるもの	22,500	
	電気を動力源とするもの	6,000	
その他	車両重量が5トン以下のもの	2,500	3,000
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	5,000	6,500
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	7,500	10,500
	車両重量が15トンを超えるもの	11,000	15,000

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円 1,000	円 1,300
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	1,200	1,600
総排気量が1.5リットルを超えるもの	1,600	2,000
電気を動力源とするもの	1,000	1,300

2 乗用車（特種用途車で乗用車に属するものを含む。）、キャン

5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので法附則第12条の3第6項の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、第3項の表に定める税率とする。

ピング車及び備考1に掲げるトラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので法附則第12条の3第3項の総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同項の総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（ 三輪の小 型自動車 であるも のを除く 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500

	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,500
	電気を動力源とするもの	4,000	15,000
トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
(三輪の	最大積載量が1トンを超え2トン	4,500	6,000
小型自動	以下のもの		
車である	最大積載量が2トンを超え3トン	6,000	8,000
もの、け	以下のもの		
ん引自動	最大積載量が3トンを超え4トン	7,500	10,500
車である	以下のもの		
もの及び	最大積載量が4トンを超え5トン	9,500	13,000
被けん引	以下のもの		
自動車で	最大積載量が5トンを超え6トン	11,000	15,000
あるもの	以下のもの		
を除く。	最大積載量が6トンを超え7トン	13,000	17,500
)	以下のもの		

		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
		最大積載量が8トンを超えるもの	<u>15,000 円</u> に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに <u>2,400円</u> を加算した額	<u>20,500 円</u> に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに <u>3,200円</u> を加算した額
バス	一般	乗車定員が30人以下のもの	<u>6,000</u>	
	乗合用バス等	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	<u>7,500</u>	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	<u>9,000</u>	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	<u>10,000</u>	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	<u>11,500</u>	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	<u>13,000</u>	
		乗車定員が80人を超えるもの	<u>14,500</u>	
		その他	乗車定員が30人以下のもの	<u>13,500</u>
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	<u>16,000</u>	<u>20,500</u>

		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
		三輪の小型自動車	2,500	3,000
	けん引自動車	小型自動車であるもの	4,000	5,500
		普通自動車であるもの	8,000	10,500
特種用途車	乗用車に属するもの	総排気量が1リットル以下のもの	3,000	12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	3,500	14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	4,000	16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	5,500	18,000
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	6,500	20,500
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	7,500	23,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	8,500	27,000
		総排気量が4リットルを超え4.5	9,500	31,000

	<u>リットル以下のもの</u>		
	<u>総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの</u>	<u>11,000</u>	<u>35,500</u>
	<u>総排気量が6リットルを超えるもの</u>	<u>16,500</u>	<u>44,500</u>
	<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>3,000</u>	<u>12,000</u>
	<u>トラックに属するもの</u>	<u>トラックの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>バスに属するもの</u>	<u>バスの款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>三輪の小型自動車に属するもの</u>	<u>三輪の小型自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
	<u>けん引自動車に属するもの</u>	<u>けん引自動車の款に定める区分に応じた税率</u>	
<u>靈き ゆう 車</u>	<u>乗車定員が3人以下のもの</u>	<u>3,500</u>	
	<u>乗車定員が3人を超え10人以下のもの</u>	<u>5,500</u>	
	<u>乗車定員が10人を超えるもの</u>	<u>6,000</u>	
<u>キャ ンピ ング 車</u>	<u>総排気量が1リットル以下のもの</u>		<u>12,000</u>
	<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>		<u>14,000</u>
	<u>総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの</u>		<u>16,000</u>
	<u>総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの</u>		<u>18,000</u>

	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		<u>20,500</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		<u>23,500</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		<u>27,000</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		<u>31,000</u>
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		<u>35,500</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの		<u>44,500</u>
	電気を動力源とするもの		<u>12,000</u>
その他	車両重量が5トン以下のもの	<u>4,500</u>	<u>6,000</u>
	車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	<u>9,500</u>	<u>13,000</u>
	車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	<u>15,000</u>	<u>20,500</u>
	車両重量が15トンを超えるもの	<u>22,000</u>	<u>30,000</u>

備考1 トラック（特種用途車でトラックに属するものを含む。）で貨客兼用のものの税率（年額）は、この表に掲げるトラックの最大積載量の区分に応じた年額に、次の表の左欄に掲げる総排気量の区分に応じた同表の右欄に掲げる年額を加算した金額とする。

自動車の区分	税率（年額）	
	営業用	自家用
総排気量が1リットル以下のもの	円	円

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間 平成29年度分

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間 平成29年度分
及び平成30年度分

(3) [略]

2・3 [略]

(狩猟税の課税免除)

第30条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等

	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>
<u>総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの</u>	<u>2,300</u>	<u>3,200</u>
<u>総排気量が1.5リットルを超えるもの</u>	<u>3,200</u>	<u>4,000</u>
<u>電気を動力源とするもの</u>	<u>1,800</u>	<u>2,600</u>

2 乗用車(特種用途車で乗用車に属するものを含む。)、キャンピング車及び備考1に掲げるトラック(特種用途車でトラックに属するものを含む。)で、ロータリー・エンジンを搭載するものにあつては、次の算式により算出した数値を総排気量とみなして、この表及び備考1の表を適用する。

算式

$$\text{単室容積} \times \text{ローター数} \times 1.5$$

(東日本大震災による対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に対して課する自動車税の納税義務の免除等)

第25条の2 附則第24条の2の4第1項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなった場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第100条第1項に規定する自動車に限る。)に対する当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) [略]

(2) 平成31年4月1日から同年9月30日までの間 平成31年度分

2・3 [略]

(狩猟税の課税免除)

第30条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等

に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、第142条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われたときは、第142条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定

に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われた場合には、第142条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われたときは、第142条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第30条の2 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定

による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

2 [略]

による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第142条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 [略]

2 (寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) [略]

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次

(寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(3) [略]

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第31条第1項及び第2項並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに附則第10条の4中

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(3) [略]

附 則

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(5) [略]

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第31条第1項及び第2項並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金

「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の7第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。））」とする。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第11条 第31条第1項第1号に掲げる寄附金（以下この条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する者（地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であって、地方団体に対する寄附金について第31条第1項（同号に係る部分に限る。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税の所得割について第32条の3の規定による申告書の提出（第32条の4第1項の規定により第32条の3の規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第2条第

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の7第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。））」と、「に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。））」とあるのは「に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）」（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の7第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。））」と、同条第2項及び附則第10条の4中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして法附則第5条の7第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。））」とする。

（個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

第11条 法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する者（特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であって、特例控除対象寄附金について第31条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項の規定によって控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税の所得割について第32条の3の規定による申告書の提出（第32条の4第1項の規定により第32条の3の規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第2条第

1 項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)を要しないと見込まれるものに限る。次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、法第45条の2第3項の規定による申告書の提出(法第45条の3第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、法附則第7条第1項の総務省令で定めるところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面(次項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この項において「申告特例の求め」という。)は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金を支出する年に支出する地方団体に対する寄附金について申告特例の求めを行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第31条第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第31条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 [略]

1 項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)を要しないと見込まれるものに限る。次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、法第45条の2第3項の規定による申告書の提出(法第45条の3第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、特例控除対象寄附金を支出する際、法附則第7条第1項の総務省令で定めるところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(以下この条において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該都道府県知事等から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面(次項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この項において「申告特例の求め」という。)は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金を支出する年に支出する特例控除対象寄附金について申告特例の求めを行う都道府県知事等の数が5以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

第11条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があった場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第31条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び次条の規定は、同年6月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例(表2の項の改正部分に限る。第3項において同じ。)による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第31条並びに附則第10条の4、第10条の5及び第11条の2第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第31条並びに附則第10条の4、第10条の5及び第11条の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)を支出し、これらの寄附金
第31条第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)の額
附則第10条の4	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第31条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)の額
附則第10条の5	に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この条において「特例控除対象寄附金」という。)」	支出したものに限る。)」
	に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この条において「特例控除対象寄附金」という。)(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	支出したものに限る。)(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金
	とする	と、「限る。)」とあるのは「限り、租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金

		の支出に充てられたものとして地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第3項の規定により読み替えて適用される同法第1条の規定による改正後の地方税法附則第5条の7第1項の政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）とする
附則第11条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第31条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第5項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第11条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の岩手県県税条例第31条第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する日から平成31年12月31日までの間に支出する新法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第11条第2項の規定の適用については、同項中「を行う」とあるのは、「又は岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成31年岩手県条例第56号）による改正前の附則第11条第2項に規定する申告特例の求めを行う」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第3条 この条例（表1の項の改正部分に限る。次条において同じ。）による改正後の岩手県県税条例附則第24条の2及び第24条の2の3の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第4条 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第25条及び第25条の2の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税

については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による改正前の岩手県県税条例附則第25条の2第1項の規定により納税義務を免除される平成29年度分及び平成30年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第2項の規定による還付については、なお従前の例による。